

令和6年度 公立放課後児童クラブ入所案内 (南学童クラブ)

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの
入所申込みについてご案内



■ お読みください ■

- 受付期間(令和5年9月11日(月)～令和5年10月31日(火))を過ぎた場合、入所選定から外れますので、必ず期間内に申し込んでください。
- 公立放課後児童クラブへ入所できる児童数には限りがあり、入所できない場合がありますので、ご了承ください。
- 公立放課後児童クラブ入所結果が不承認となった場合は、民間学童クラブへのご案内となります。

読谷村役場こども未来課 子育て支援係
TEL 098-982-9240

令和6年度 読谷村公立放課後児童クラブ入所案内

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは…

保護者の就労や病気等、やむを得ない事情のため、放課後家庭において保育を必要とする児童が、学校終了後から帰宅までの時間を児童クラブで過ごし、遊びや自主的な活動を通して児童の健全育成を行う場所です。従って、すべてのお子さんが無条件に入所する事はできませんし、学習塾や習い事をする事業ではありません。

南学童クラブについて…

古堅南小学校となり、みらい児童館の中にある放課後児童クラブです。運営は「一般社団法人スマイル」が行っております。

1. 申込期間:令和5年9月11日（月）～令和5年10月31日（火）

※窓口受付は土日・祝祭日除く

2. 受付時間：8：30～17:15 【12:00～13:00 は除く】。

3. 受付方法

◆必要書類をこども未来課窓口へ持参する、または郵送する。

宛先：〒904-0392 読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村役場こども未来課 学童担当

※郵送は令和5年10月31日（火）の消印有効とします。

※書類不備、期間を過ぎての受付はできませんのでご注意ください。

4. 対象者:令和6年4月1日から入所希望する児童

(令和6年度古堅南小学校へ入学又は在学児童。新1年生～新6年生)

学童クラブへ入所できる基準(表1)を参照ください。※2ページ掲載

※募集定員を超える申込みがあった場合は、入所できないことがあります。
(その際は、待機登録となります。)

学童クラブへ入所できる基準

保護者等（父母、65歳未満の同居人）が以下のいずれかに該当していること。

（表1）

| | 事由 | 状況 | 利用期間 |
|---|---------------------------|--|---------|
| 1 | 就労 | 月60時間以上就労している。 | 就労期間中 |
| 2 | 妊娠・出産 | 母親が出産の前後（それぞれ2カ月の期間） | 左記の期間 |
| 3 | 保護者の疾病・障がい | 病気や障がいのために保育が困難であること。 | 診断書で判断 |
| 4 | 病人の介護・看護 | 同居の親族を常時介護又は看護している。 | 療養期間中 |
| 5 | 就学・職業訓練 | 学校教育法に基づく教育施設に在学、又は職業開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。※通信制、習い事、塾、教室等は除く。） | 就学期間中 |
| 6 | 求職活動（起業準備を含む。） | 求職活動を継続的に行っていること | 最長：3か月 |
| 7 | その他村長が認める上記の事情に類する状態である事。 | | 状況により判断 |

5. 利用定員：40名

6. 開所時間：①月曜日～金曜日 小学校終了後～午後6：30
 ②土曜日及び小学校休業期間（夏休、冬休、春休）は、
 午前8：00～午後6：30
 ※日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始はお休み
 ※暴風警報発令時・感染症流行時等には緊急で閉所することがあります。

7. 保育料：月額8,000円 おやつ代：月額1,500円
 夏季休加算 5,000円 冬季休加算 2,000円
 学年末 1,000円 学年始 1,000円
 ※その他行事費等の徴収がある場合があります。

※学童在学中は保育料が発生し、基本的に保育料の減免及び免除はありません。
 また、夏季休や冬季休等のみのお休みはできません。

※児童扶養手当・母子父子医療費助成受給者、市町村民税(所得割)非課税世帯、生活保護受給世帯については月々の保育料半額免除制度(上限5,000円)があります。(別途申請)

8. 提出書類

①全員提出が必要な書類

児童クラブ入所申請書

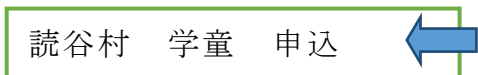
②放課後保育を必要とする証明

(保護者、18歳以上65歳未満の同居人含む)

(表2)

| 保護者の状況 | | 提出書類 |
|--------|---------------------------|--|
| 1 | 勤務 | ◆ 就労証明書 (保育所申込用のコピー可) |
| | 自営業 フリーランス | ◆ 自営業等申立書 ①令和5年度税申告書の写し ②ア～エの書類のいずれか ア. 個人事業開業届書の写し イ. 公的機関が発行する「営業許可証」 ウ. 開業している事実が記載されている資格証 エ. 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料 |
| 2 | 妊娠・出産 | 親子健康手帳の写し (手帳表紙・出産予定日が分かること) |
| 3 | 保護者の疾病・障がい | ◆ 診断書※療養期間期間が過ぎると無効になります。 |
| 4 | 病人の介護・看護 | ◆ 診断書 ◆ 介護・看護状況証明書 (民生委員・児童委員の証明、介護の場合は認定度合の分かる書類) |
| 5 | 就学・職業訓練 | 在学証明書:就学先の任意様式 授業日数及び時間が確認できるカリキュラム |
| 6 | 求職活動 (起業準備を含む。) | ◆ 求職活動申告書 ◆ 求職活動支援機関等利用証明書 |
| 7 | その他村長が認める上記の事情に類する状態である事。 | 状況により判断 |

◆のついている書類はこども未来課所定様式です。窓口での受け取りまたはホームページからダウンロードできます。

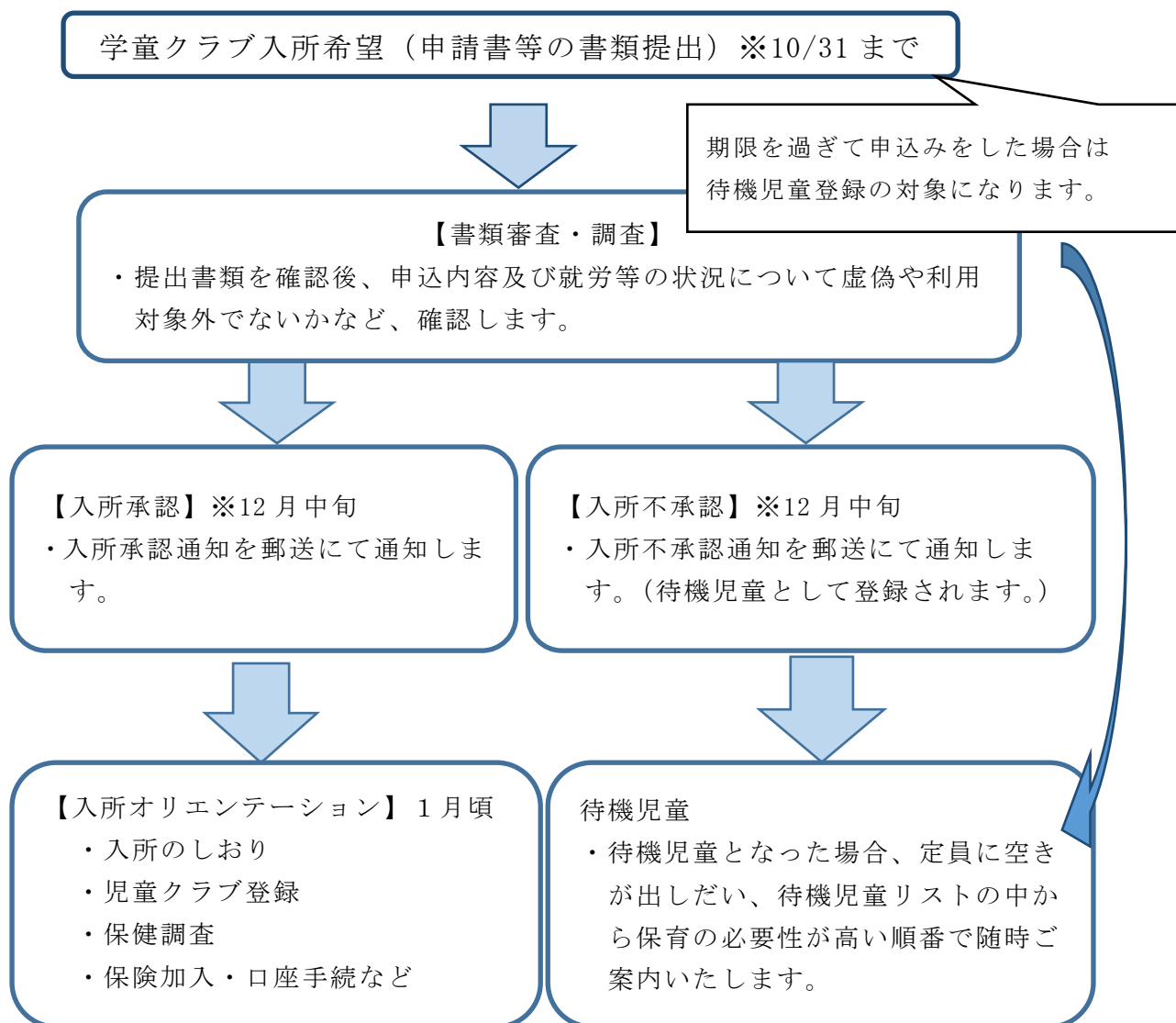


【注意事項】

※申込みに必要な書類に不備がある場合は受付できません。

※受付期間を過ぎての申込みは入所判定で不利になりますので、ご注意ください。

※入所決定は先着順ではありません。入所基準に沿って調査を行います。



○入所の辞退について○

入所が承認された後に辞退する場合は、令和6年2月9日（金）までにご連絡ください。期日を過ぎた後に入所を辞退した場合には令和6年4月分の保育料が発生する場合があります。